

公営企業債が地方債全体額に占める割合(⑱決算)

					(参考)
	0%	0~5%	5~10%	計	10~20%
市 (政令市除く)	26団体	19団体	28団体	73団体	119団体
構成比	3%	2%	4%	9%	15%
町村	147団体	76団体	75団体	298団体	198団体
構成比	14%	7%	7%	29%	19%
全市町村	173団体	95団体	103団体	371団体	318団体
構成比	9%	5%	6%	20%	17%

公営企業金融公庫資金の貸付状況について

	⑲貸付あり	⑲貸付なし	⑲貸付なしの 構成比
都道府県	47団体	0団体	0%
政令市	17団体	0団体	0%
一般市・ 特別区	750団体	39団体	5%
町 村	725団体	285団体	28%
市区町村計	1,492団体	324団体	18%

一般会計債及び公営企業債の割合推移(地方債計画ベース)

		額	シェア
昭和30年度	一般会計債	850	75.6%
	公営企業債	274	24.4%
	合計	1,124	
昭和32年度	一般会計債	550	51.4%
	公営企業債	520	48.6%
	合計	1,070	
昭和35年度	一般会計債	720	48.0%
	公営企業債	780	52.0%
	合計	1,500	
昭和40年度	一般会計債	1,690	34.9%
	公営企業債	3,159	65.1%
	合計	4,849	
昭和50年度	一般会計債	13,003	45.9%
	公営企業債	15,347	54.1%
	合計	28,350	
昭和60年度	一般会計債	39,087	60.3%
	公営企業債	25,713	39.7%
	合計	64,800	
平成7年度	一般会計債	110,939	69.2%
	公営企業債	49,393	30.8%
	合計	160,332	
平成17年度	一般会計債	121,196	78.0%
	公営企業債	34,170	22.0%
	合計	155,366	
平成20年度	一般会計債	94,993	76.1%
	公営企業債	29,783	23.9%
	合計	124,776	

公庫法成立

公庫金利と財政融資資金金利の比較 (単位：%)

	20年 (シェア 20%)			28年 (シェア 71%)		
	公庫金利 A	財融金利 B	金利差 A-B	公庫金利 A	財融金利 B	金利差 A-B
2007年	2.10	2.10	0	2.30	2.30	0
7月	2.10	2.10	0	2.30	2.30	0
8月	2.00	2.00	0	2.20	2.20	0
9月	1.95	1.90	0.05	2.10	2.10	0
10月	2.00	2.00	0	2.20	2.20	0
	2.00	2.00	0	2.20	2.20	0
11月	1.95	1.90	0.05	2.15	2.10	0.05
12月	1.95	1.80	0.15	2.15	2.00	0.15
2008年	1.95	1.80	0.15	2.15	2.10	0.05
1月	1.90	1.80	0.10	2.15	2.10	0.05
	1.90	1.80	0.10	2.15	2.00	0.15
2月	1.90	1.80	0.10	2.10	2.00	0.10
	1.90	1.80	0.10	2.10	2.00	0.10
3月	1.90	1.70	0.20	2.10	2.00	0.10
	1.85	1.70	0.15	2.10	2.00	0.10
4月	1.85	1.80	0.05	2.10	2.10	0
	1.80	1.80	0	2.10	2.10	0
5月	1.90	1.90	0	2.20	2.20	0
	1.90	1.90	0	2.20	2.20	0
6月	2.10	2.10	0	2.30	2.30	0
	2.10	2.10	0	2.30	2.30	0
7月	2.00	2.00	0	2.20	2.20	0
	2.00	2.00	0	2.20	2.20	0
8月	1.95	1.90	0.05	2.15	2.10	0.05
9月	1.95	1.80	0.15	2.15	2.10	0.05

最近の金利水準の推移

1 市場公募債（満期一括償還）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
5年債（個別債）	0.98 %	1.45 %	1.41 %	1.19 %	1.18 %	1.12 %
10年債（共同債）	1.56 %	1.74 %	1.89 %	1.79 %	1.62 %	1.56 %
20年債（個別債）	発行なし	2.31 %	2.46 %	2.28 %	2.28 %	2.20 %
30年債（個別債）	発行なし	発行なし	発行なし	発行なし	2.62 %	2.55 %

※発行条件の良いものの例。

2 財政融資資金（3年据置元利均等償還）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
10年	1.10 %	1.40 %	1.60 %	1.50 %	1.30 %	1.20 %
20年	1.70 %	1.90 %	2.10 %	1.90 %	1.80 %	1.80 %
30年	2.10 %	2.20 %	2.30 %	2.20 %	2.10 %	2.10 %

3 銀行等引受債（元金均等償還、都道府県・政令市）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
10年	1.50 %	1.70 %	1.88 %	発行なし	1.50 %	1.30 %
20年	2.02 %	2.67 %	発行なし	発行なし	発行なし	2.01 %

地域金融機関の現状

(各地域金融機関へのアンケート及びヒアリング結果)

平成20年8～10月に実施

(1) リスク管理の徹底

以下の要因から、地域金融機関のリスク管理の強化が進んでおり、地方債引受についても様々な影響が見込まれる状況。

① 新 BIS 規制（バーゼル II）のアウトライヤー基準（注）

10年以上の起債の場合、貸付リスクが高く算出されるため、短期貸付を求める傾向が出てきている。

② ALM の徹底

資産と負債の平均年限の均衡が求められてきている中で、銀行等においては、資金調達は預金を主としており平均年限は2年未満であるため、運用資産たる地方債も5年以下の短期を求める傾向が出てきている。

③ 将来の中長期的な金利上昇を見据えた管理（逆ざや懸念）

将来の金利上昇を見据え、逆ざや懸念から、長期低金利固定の貸付を控える傾向が出てきている。

④ 特定債券の集中保有の回避を求める傾向

脚注：アウトライヤー基準とは、標準的金利ショック（上下 200 bps の平行移動による金利ショック等）によって計算される経済価値を指す。このアウトライヤー基準が、自己資本の 20 % を超えた銀行をアウトライヤー銀行と称する。

地域金融機関の現状

(各地域金融機関へのアンケート及びヒアリング結果)

(2) 通算償還年限の延長や公的資金の代替等に伴う貸付残高の増加と引受余力の低下

通算償還年限を増加する地方団体が近年増えてきていること、公的資金の縮減を補う必要があること等から、地域金融機関の地方債引受額の増加により、引受余力が少なくなってきたと回答する地域金融機関がある。

(3) 地域金融機関からの要請

上記事情を背景に、以下の要請が地域金融機関から求められる例が多くなってきている。

- ① 借入金利の引上げや設定方式の見直し
- ② 長期地方債貸付リスクを回避するため、一銘柄当たりの貸付期間を5年以下等に短縮化するよう要請
- ③ 引受地方債の転売ニーズが高まっており、良好な販売価格を維持し、転売を容易とするため、市場流通性の高い証券発行の増加や満期一括方式発行の増加を要請
- ④ 市場公募団体への移行要請

諸外国の地方共同調達機関の例

①スウェーデン地方金融公社

1990年代初頭のスウェーデンにおける景気後退の影響を受けた地方財政の深刻化を契機に1993年に創設されて以降、中小規模の地方公共団体を中心に、創設当初の22団体から2007年末時点で210団体に構成自治体が増加し、格付けもムーディーズ及びS&P共に最高格付けのトリプルAを獲得。

これは、債券発行額も個別地方債より通常大きく、市場流動性が向上すること等から、発行利回りの抑制が可能であり、更に、発行条件交渉、債券売却、起債管理等の事務処理を一機関で行うことによる専門性の向上と事務の効率化のメリットが得られていること等によると考えられる。

実際、2007年末までの時点で貸し倒れ損失は一度も計上されていない。

②デンマーク地方金融公社

1899年に特別法により設立され、全地方自治体が構成員。これまで100年以上の間貸倒れが一度も発生しておらず（同社HP）、格付けもムーディーズ及びS&P共に最高格付けのトリプルAを獲得。

③フィンランド地方金融公社

1989年に法律に基づき、地方自治体の高い信用度を活用し、資金調達面での競争力の獲得と資金コスト削減を目的に設立され、出資自治体は徐々に拡大。格付けもムーディーズ及びS&P共に最高格付けのトリプルAを獲得。

④カナダの地方公共団体金融機構（Municipal Finance Authority of British Columbia）

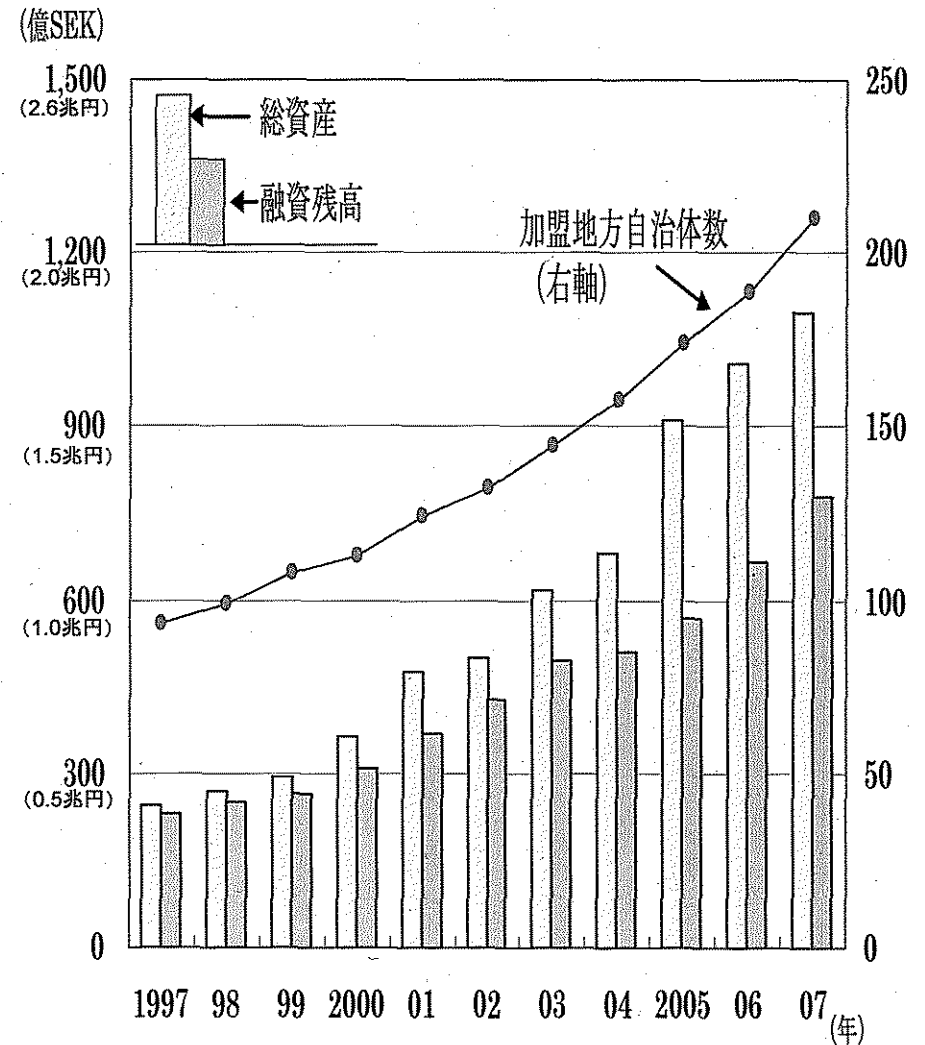
1970年に州法により創設され、州内のバンクーバーを除く全ての上位自治体（regional district）が構成員となり、これまで40年近くの間有効に機能し、業務も拡大してきており、格付けもムーディーズ及びS&P共に最高格付けのトリプルAを獲得。

スウェーデン地方金融公社の仕組み

スウェーデン地方金融公社の概要

組織概要	設立年	1993年
	出資者	地方自治体(210団体(2007年末現在))
	加入方法	一定の財政面での条件を満たす限り、自由
	事業内容	融資のほか、アドバイザリー業務も行っている
融資	融資対象	地方自治体、公営企業 積極的な拡大方針
	融資条件	原則的に同一条件、若干の差 5年が中心(最近は短縮化の傾向)
資金調達	資金調達方法	債券発行による資金調達が中心
	格付け (国債)	AAA/Aaa (AAA/Aaa)
組織の規模	総資産	1,099億SEK(1.9兆円)
	純資産	4.1億SEK(71.0億円)
	貸付残高 (地方債残高)	779億SEK(1.3兆円) (1,342億SEK(2.3兆円))
	従業員	37名

スウェーデン地方金融公社の規模の拡大



(注) 2007年末時点の状況。ただし格付けは2008年11月24日時点。
 (注) スウェーデンの地方自治体総数はコミューン290、ランスティング20の計310
 (2007年末現在)

デンマーク地方金融公社の仕組み(2007年度)

設立年	1899年
根拠	デンマーク法(特別法)
会員	デンマークの市町村(98)及び郡自治体(5)に限定。加盟は任意であるが、現在国内の全地方自治体が会員であり、デンマークの国全体をカバー
融資対象	地方自治体及び地方自治体による100%債務保証を受けた各種団体
資金調達	市場からの債券発行(政府保証はない) 加盟自治体(メンバー)は公社の全ての債務に関して連帯責任を負う
リスクウェイト	0%
地方債信用度	地方自治体には債務不履行が認められておらず、100年余年の歴史を通じて貸倒れ事故は一件も発生していない
格付け	AAA(S&P) / Aaa(ムーディーズ)
総資産	2.6兆円
総貸付	2.0兆円
職員	44名

(注) 全記述は同社HP等よりの抜粋。1デンマーククローネ22.37円で換算(2007年末)

フィンランド地方金融公社の仕組み(2006 年末現在)

設立年	1989年
設立目的	地方自治体の高い信用度を活用し、資金調達面での競争力の獲得と資金コスト削減
根拠	法律 (Finnish Act on Credit Institutions)
性格	フィンランドの地方自治体が運営する公的金融機関
出資者	地方自治体 (59.2%。300団体 (1993年186団体、2000年257団体と徐々に拡大)) 地方自治体年金基金 (40.7%)
融資対象	地方自治体及び住宅公団
資金調達	市場からの債券発行 (政府保証はない) 加盟自治体 (メンバー) は公社の全ての債務に関して連帯責任を負う
リスクウェイト	0%
格付け	AAA (S&P) / Aaa (ムーディーズ)
総資産	1.1兆円
総貸付	0.8兆円
職員	35名

(注) 出所は同社HPであり、1ユーロ156.55円で換算 (2006 年末)

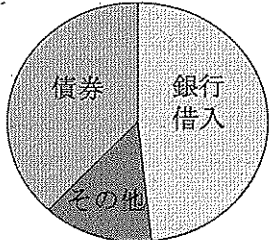
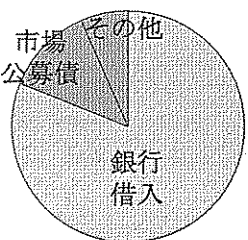
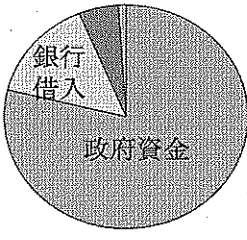
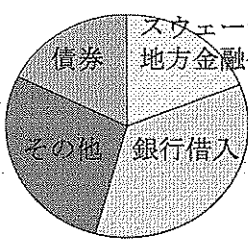
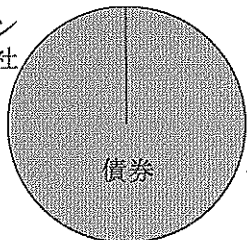
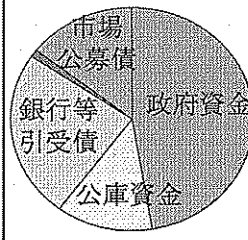
カナダの地方公共団体金融機構（ブリティッシュ・コロンビア州）の仕組み

設立年	1970年
根拠	州法
出資者	地方自治体共同出資
加入者	バンクーバー市以外の全上位自治体（regional district）
組織	州内の27上位自治体の代表が評議会（州政府不参加）
事業内容	融資のほか、資金の共同運用等も実施
融資対象	地方自治体及び地方公社
資金調達	市場からの債券発行（連邦・州政府の保証はない）
信用補完	借入額の1%を自治体が公庫のファンドに義務拠出。 州法に基づき、自治体に対する財産税を賦課することによって資金調達する 独自の課税権あり。
格付け	AAA（S&P）／Aaa（ムーディーズ）
職員	9名

先進諸国の地方債資金調達状況

- ・欧米諸国の地方債市場の様相は多様である。債券発行による資本市場からの資金調達を主とするのか、証書借入れ（ローン）を中心とするのか、各国で異なる。またスウェーデンでは、コミュニンベスト（スウェーデン地方金融公社）の保有シェアが約2割にのぼる。

先進諸国の地方債資金調達の比較

	ドイツ	フランス	イングランド	スウェーデン	米国	日本
地方債 発行残高	6,135億ユーロ	1,273億ユーロ	476.22億ポンド	1,596億SEK	26,178億ドル	200兆円
	(102.2兆円)	(19.9兆円)	(11.0兆円)	(2.7兆円)	(296.1兆円)	
	対GDP比25.3%	対GDP比7.0%	対GDP比3.6%	対GDP比5.5%	対GDP比18.5%	対GDP比39.7%
地方債の内訳 (発行形式・引 受資金)						
		デクシア・グループ、貯蓄金庫、クレディ・アグリコルによる融資が中心				

(注) ドイツ・米国は2007年末時点、フランス・スウェーデンは2006年末時点、イングランドは2007年3月末時点、日本は2006年3月末時点。
フランスの地方債発行残高は2006年末時点。地方債の内訳については、コミュニンは1996年末時点、デパルトマン・レジオンは2000年末の保有者状況をもとに、推計を行っている。
地方債発行残高の日本円への換算も、同時点の為替レートを用いて行っている。

平成20年度地方債計画

(単位：億円、%)

項 目		平成20年度 計画額 (A)	平成19年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一	一般会計債	60,761	63,184	△ 2,423	△ 3.8
二	公営企業債	27,783	27,724	59	0.2
三	公営企業借換債	2,000	2,000	0	0.0
四	臨時財政対策債	28,332	26,300	2,032	7.7
五	退職手当債	5,900	5,900	0	0.0
総 計		124,776	125,108	△ 332	△ 0.3
内 訳	普通会計分	96,055	96,529	△ 474	△ 0.5
	公営企業会計等分	28,721	28,579	142	0.5
資金区分					
	公 的 資 金	45,730	46,300	△ 570	△ 1.2
	財政融資資金	32,400	32,800	△ 400	△ 1.2
	公営企業金融公庫資金	2,100	13,500	△ 11,400	△ 84.4
	地方公営企業等金融機構資金*	11,230	—	11,230	皆 増
	民 間 等 資 金	79,046	78,808	238	0.3
	市 場 公 募	34,000	34,000	0	0.0
	銀 行 等 引 受	45,046	44,808	238	0.5

※ 地方公営企業等金融機構法施行令（平成19年政令第384号）附則第2条の規定による改正後の地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第4条第2号（平成20年10月1日施行）に規定する資金。

市場公募地方債については、借換債を含め6兆円(前年度比2,000億円、3.4%増)を予定している。

生活対策（抄）

平成 20 年 10 月 30 日

新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

＜第3の重点分野＞地方の底力の発揮

少子高齢化が急速に進行する一方で地方は疲弊し、都市部との格差は拡大している。窮状にある地方に手を差し伸べ、その「底力」が発揮できるよう、高速道路料金の大幅引下げや地域経済の活性化、強い農林水産業づくり、住宅投資・防災強化などを進めるとともに、地方公共団体の支援を行う。

9. 地方公共団体支援策

◇地方公共団体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるよう、必要な財政支援措置を講じる。

＜具体的施策＞

○道路特定財源の一般財源化に際し、1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作る

○地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する

○地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、「地域活性化・生活対策臨時交付金」（仮称）を交付する

○景気後退や本対策に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収等について、地方公共団体への適切な財政措置を講じる

債券の償還期間別の種類について

現在発行されている国債は、短期国債（割引短期国債：6ヶ月、1年）、中期国債（2年、5年）、長期国債（10年）、超長期国債（15年変動、20年、30年、40年）、個人向け国債（5年固定、10年変動）、物価連動債（10年）に大別されます。

出所 「債券管理レポート2008」（財務省）

- 期間10年・15年（変動金利）・20年及び30年の利付国債が発行されており、その中でも10年を超える国債は超長期国債と呼ばれ、10年国債は長期国債（6年以上とされているが現在は発行されていない）と区別されている。
- 2年から5年の国債を中期国債と呼んでいる。
- 割引短期国債は、期限6ヵ月物と1年物がある。

出所 財団法人地方債協会HP